

農業経営基盤強化促進基本構想

平成28年12月

根 室 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3～7
1	根室市農業の概況	3
2	根室市農業の現状	3
3	根室市農業の課題と方策	4～7
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	4
	(2) 農業基盤の整備強化	4～5
	(3) 農業経営基盤の強化促進に関する取り組み	5～7
	(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	7
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な営農経営指標	8～9
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12～24
1	利用権設定等促進事業に関する事項	12～18
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	12～13
	(2) 利用権の設定等の内容	14
	(3) 開発を伴う場合の措置	14
	(4) 農用地利用集積計画の策定期間	14
	(5) 要請及び申出	14～15
	(6) 農用地利用集積計画の作成	15
	(7) 農用地利用集積計画の内容	15～16
	(8) 同意	16
	(9) 公告	16～17
	(10) 公告の効果	17
	(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	17
	(12) 農業委員会への報告	17
	(13) 紛争の処理	17
	(14) 農用地利用集積計画の取消し等	17～18
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	18
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事業	18～21
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	18
	(2) 区域の基準	18
	(3) 農用地利用改善事業の内容	18
	(4) 農用地利用規程の内容	19

(5)	農用地利用規程の認定	19
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	19～20
(7)	農用地利用改善団体の変更等	20
(8)	農用地利用改善団体の勸奨等	21
(9)	農用地利用改善事業の指導、援助	21
4	農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
(1)	農作業の受委託の促進	21～22
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	22
5	農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
(1)	農作業の受委託の促進	22
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	22～23
(3)	関係機関等の役割分担	23
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23～24
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	23
(2)	推進体制等	23～24
第6	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	24
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	24
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	24
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	24～30
(1)	農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容	24～25
(2)	公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方	25
(3)	農地利用集積円滑化事業規程の承認	25～26
(4)	農地利用集積円滑化事業規程の取消し等	26
(5)	市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、遅延なく、その旨を市の公報への記載により公告する	26～27
(6)	農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	27
(7)	農地所有者代理事業における委任・代理の考え方	27～28
(8)	売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準	28
(9)	研修等事業の実施に当たっての留意事項	28
(10)	他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項	28
第7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業	28
第8	その他	29
別紙1	(第5の1の(1)⑥関係)	30
別紙2	(第5の1(2)関係)	31～33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 根室市農業の概況

本市は、北海道の最東端に位置し、東西に細長く太平洋に突き出た半島状の地形で総面積は514.21km²（うち歯舞群島101.6km²）を有し、年平均気温は7℃と冷涼である。

このような気象条件から、当市の農業は酪農を基幹作物とした草地型酪農が営まれており、恵まれた土地資源を活かし、EU諸国に匹敵する規模となり大型酪農地帯となっている。

2 根室市農業の現状

本市の農業は、明治19年に440戸の屯田兵が入植したことに始まり、馬産振興と一部乳牛による営農が進められてきたが、昭和30年代に寒冷地農業として草地型酪農が確立され、専業農家を中心に大規模で機械化された先進的大型酪農経営が展開されている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が懸念され、このまま放置すれば、担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

しかも、急速な規模拡大により多額の負債を抱える中で、安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化し、これまで以上に厳しい内容でWTO農業交渉やEPA・FTA交渉、さらにはTPP協定交渉が大筋合意され、こうした国際貿易交渉において、仮に、農畜産物の重要品目の関税が撤廃されれば、本市農業のみならず、経済や地域社会に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このような中で国は、今後10年間で担い手が利用する農地を全農地の8割に引き上げることや、若年就農者、農業法人経営の目標などを掲げ、また、農地中間管理事業の推進、平成27年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を展開することを示すなど、酪農を取り巻く環境は大きく変化している。

・農業の動向（平成23年度と平成27年度との比較）

項目	平成23年度	平成27年度	増▲減
搾乳農家戸数（戸）	95	88	▲7.4%
1戸当たり 耕地面積（ha）	90.2	95.5	5.9%
1戸当たり 乳牛飼養頭数（頭）	118.5	121.6	2.6%
生乳生産高（千円）	3,729,020	4,662,974	25.0%
個体販売高（千円）	920,341	1,151,536	25.1%

3 根室市農業の課題と方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

- ① 本市の農業は担い手の高齢化と、後継者不足により農家戸数の減少と労働力不足が顕著となっており、生産体制の弱体化や、引いては農村自体の活力の低下が懸念されている。

こうした状況の中、本市農業を安定的かつ持続的に発展させるためには、地域農業を支える高い技術と優れた経営管理能力を持つ担い手を育成・確保することが重要な課題となっている。

このためには、経営の規模拡大や多角化など農業者自らが創意工夫を生かして自主的・主体的な営農を展開できるよう、実践的な研修教育の機会を創出すると共に、意欲に満ちあふれた新規就農者を確保するため、農家や農業大学校での研修を経た就農、農業法人や農作業受委託組織への雇用を通じた就農、酪農ヘルパーを経た就農など、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進、及び第三者継承を希望する研修可能な農場の斡旋、営農指導、農場リース制度等新規就農者の受入れ体制を整備充実し、関係機関、団体等が一体となって推進する。また、新規就農者確保対策事業補助金などの金融面での支援、農場リース制度の活用などにより、農業内外からの新規就農を促進することが必要である。

- ② 後継者の良き理解者でありパートナーとなる花嫁不足が深刻な状況にあることから、農業後継者対策地区相談員と連携を図り後継者と女性の交流を促進させ、花嫁不足の解消を目指すことが必要である。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加協力を促進していく。

- ③ 急激な担い手不足が深刻化するなか、農業を職業として意欲と能力のある農業経営者を確保することは重要な課題であり、特に地域のモデル的存在となる認定農業者を育成することは、農政上の様々な課題を解決するうえでも、大きな力となる。

このため、各種助成制度や支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めると共に、農業基盤の整備強化にあたっては認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うなど、認定農業者への誘導を積極的に図るものとする。

また既に認定された認定農業者にあつては、農業経営改善計画の実践結果の点検を行うと共に、再度認定農業者制度の目的・意義等を再確認し新計画への誘導を行い、新計画の達成に向け支援するものとする。

(2) 農業基盤の整備強化

本市の農業基盤整備は、今日まで国営・道営・団体営などの各種補助事業により、農地造成、整備や農道整備などの事業を進めてきたが、今後も安定的な生産を確保していくためには、計画的な整備の促進と地域の実態に即した農業技術の開発・普及や品質の向上と生産コストの低減を図っていかなければならない。

そのため、下記の事業を推進していく。

ア 農地の整備改良

良質でコストの低い自給飼料を安定的に確保するため、自然環境に調和した草地の整備・改良など各種基盤整備事業等を計画的に推進していく。

イ 農村環境の整備

高度情報化の進展や社会全体の生活水準の向上により、都市同様の高い生活水準を求める傾向が高まってきていることから、より一層の生活環境の整備を促進していく。

また、農業集落排水の計画的な整備や、農道網や情報処理施設など、社会資本施設の整備の支援、さらに、活力ある農村の構築を目指し農業体験施設や交流促進施設の整備を支援していく。

ウ 土地利用型酪農の推進

効率的な自給飼料生産を図るため、牧草地の計画的更新や自給肥料の活用など担い手農家への草地基盤の整備を促進するほか、公共牧場の有効利用を図っていく。

エ 優良農地の確保と農地流動化の促進

農業者の高齢化と、後継者不足により離農による遊休農地の発生が懸念されるが、農地中間管理事業等の農地流動化対策や金融対策の積極的活用を図ると共に、認定農業者など中核的担い手への農地の利用集積を進める。

また、経営規模拡大にあたっては、農作業の受委託の促進や長期にわたる農地の貸し付けが可能な農地中間管理事業の活用により、農地の有効活用と保全管理を進めるほか、農用地の利用調整活動や交換分合などにより、農地の集団化を促進する。

オ 環境問題に対応した農業の促進

21世紀農業のキーワードとも言える「環境にやさしい農業」を推進するため、地域の気象・土壌条件や自然の生態系を最大限に活用し、良質で安全な農畜産物の生産をめざすほか、自然環境の保全と資源リサイクルの推進を図るため、家畜ふん尿処理や農業系廃棄物の再資源化技術の開発研究を進めると共に、環境保全に関する意識の高揚を促進する。

(3) 農業経営基盤の強化促進に関する取り組み

農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、本市の農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、地域の有効な資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られるよう、具体的な農業経営の目標を明らかにし、さらにその目標に向け個々の経営体が生産要素の最適な組み合わせを行い、それぞれが求める経営目標、ライフスタイルが実現されるよう、それらの農業者に対する農用地の円滑な利用集積やその他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずる。

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に務める。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね430万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

この目標達成にあたり、

- (1) 本市とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等で構成する根室市農業再生協議会は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善策の指示等を行う。

また、大規模な経営を指向する農家が増える傾向にある中、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、系統金融機関等の協力を仰ぎながら濃密な指導を行いつつ、農業者が主体性をもって地域の経営指標に到達するよう誘導を行っていく。

- (2) 土地利用型農業により意欲を持って効率的で、かつ安定的な発展を図ろうとする農業者については、農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を下に、両者を適切に結び付けて利用設定等を促進する。

さらに、農地中間管理機構による農用地等の買い入れ・売り渡し又は借り入れ、貸し付けを実施していくほか、農業生産基盤整備事業と一体となった農用地利用集積の促進を図り生産性の向上をめざす。

本市において、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）については、現況では存在しないが、今後とも、認定農業者への農用地の円滑な利用集積を推進するため、担い手の育成・確保に関する取組みと併せて、地域における利用調整活動をはじめ、農地中間管理事業、農地利用集積の円滑な推進など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地等の発生防止に努める。

土地利用型農業が主である本市において、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域において、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

- (3) コントラクター、TMRセンター等の農作業受委託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備に取り組むとともに

地域の農地の大半について一連の作業を受託する組織を担い手として育成するなど、優れた担い手の育成・確保を推進する。

- (4) 社会的信用力の向上をはじめ、給与性や休日性、社会保険等の整備による優れた人材の確保など経営上のメリットを有する農業経営の法人化を推進するとともに、法人化後の経営を継続的なものとするため、後継者の育成・確保、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化などの取組みによる法人経営の安定・発展を促進する。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。

さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、平成37年度における農業法人数の目標を25経営体（平成28年1月現在：15経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

- (4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

① 新規就農の現状

当市における新規就農者（新規学卒、Uターン及び新規参入者）は、この10年間で30件であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著な状況にあり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標として、新たに就農する者を、年間3名の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、当市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得215万円程度）を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域担い手育成センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標とし、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
I型 酪農 専業	〈作付面積〉 採草53.6ha 放牧14.6ha その他2.0ha 計70.2ha 〈飼養頭数〉 経産牛60頭 育成牛37頭 常時飼養頭数 97頭	〈機械施設整備〉 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルクレーラー1台 パイプラインミルクカー1台 バンククリーナー1台 ロールベレー等1式 〈その他〉 スタクション方式による飼養 公共牧野を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・コントラクターによる農作業の委託 ・TMRセンターによる農作業の委託 ・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉 <ul style="list-style-type: none"> ・家族 2人、3,800時間 ・雇用 192時間 (主たる従事者2,000時間/1人) 〈農業所得〉 (主たる従事者 550万円/人)
II型 酪農 専業	〈作付面積〉 採草73.5ha 放牧21.9ha その他2.0ha 計97.4ha 〈飼養頭数〉 経産牛80頭 育成牛49頭 常時飼養頭数 129頭	〈機械施設整備〉 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルクレーラー1台 パイプラインミルクカー1台 バンククリーナー1台 ロールベレー等1式 〈その他〉 スタクション方式による飼養 公共牧野を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・コントラクターによる農作業の委託 ・TMRセンターによる農作業の委託 ・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉 <ul style="list-style-type: none"> ・家族 3人、5,600時間 ・雇用 522時間 (主たる従事者2,000時間/1人) 〈農業所得〉 (主たる従事者 740万円/人)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
Ⅲ型 酪農 専業	〈作付面積〉 採草121.5ha 放牧 0.0ha その他2.0ha 計123.5ha 〈飼養頭数〉 経産牛120頭 育成牛 73頭 常時飼養頭数 193頭	〈機械施設整備〉 トラクター2台・牛舎1棟 ミルキングパーラー1棟 育成舎1棟・堆肥舎1式 曝気槽1基・スラリーストア1基 カーフハッチ15基・ミルカー1式 ロールベラー等1式 〈その他〉 フリーストール方式による飼養 ミルキングパーラーによる搾乳 育成牛預託の外部化	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 簿記記帳により経営と家計の分離 パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 作業機のリース化 乳検データの活用 各種経営管理ツールを活用した経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合利用による農休日の取得 コントラクターによる農作業の委託 TMRセンターによる農作業の委託 自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉 ・家族 2人、2,652時間 ・雇用 0時間 (主たる従事者2,000時間/1人) 〈農業所得〉 (主たる従事者 690万円/人)

(組織経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
Ⅳ型 酪農 専業	〈作付面積〉 採草424.5ha 放牧 0.0ha その他2.0ha 計426.5ha 〈飼養頭数〉 経産牛400頭 育成牛240頭 常時飼養頭数 640頭 協同型法人 (構成員戸数) 4戸	〈機械施設整備〉 トラクター4台・タイヤショベル1台 牛舎1棟・ミルキングパーラー1棟 育成舎1棟・乾乳舎1棟・哺乳舎1棟 堆肥舎1式・曝気槽1基 スラリーストア1基 バルククーラー1台 ミルカー1式・哺乳ロボット1式 TMRミキサー1台 〈その他〉 フリーストール方式による飼養 ミルキングパーラーによる搾乳 公共牧野を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理、飼料設計や牛群事務管理の実施 労務管理の充実 市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷販売 作業機のリース化 各種経営管理ツールを活用した経営改善 大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合利用による農休日の取得 自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 研修生の受入 〈労働〉 ・構成員家族 8人、 14,400時間 ・雇用 4,960時間 (主たる従事者2,000時間/1人) 〈農業所得〉 (主たる従事者 660万円/人)

注) 営農類型は、「根室市酪農・肉用牛近代化計画」から代表的な類型を抜粋。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3(4)に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2で定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあたっては、指標を例示すると次のとおりである。

(個別経営体)

営農型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業	〈作付面積〉 採草38.5ha 放牧12.2ha その他2.0ha 計52.7ha 〈飼養頭数〉 経産牛 40頭 育成牛 25頭 常時飼養頭数 65頭	〈機械施設整備〉 トラクター2台・牛舎1棟 育成舎1棟・カーフハッチ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 バルクローラー1台 パイプラインミルカー1台 ハンククリーナー1台 ロールペーラー等1式 〈その他〉 スタンション方式による飼養 公共牧場を利用した育成牛管理	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同作業による省力化 ・ヘルパー組合利用による農休日取得 ・コントラクターによる農作業の委託 〈労働〉 ・家族 2人、3,300時間 ・雇用 0時間 (主たる従事者1,800時間/1人) 〈農業所得〉 (主たる従事者 215万円/人)

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本市農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を利用集積させることが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95%	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

農用地の利用状況は、認定農業者への農地の集積が約77%となっている。これに基本構想の水準を満たしている農業経営を含めると農地の集積状況は92%近くなっている。

認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農業者の一戸あたり平均耕地面積は、約78.5ha、平均年齢は約56.5歳、後継者のいる農業者については約22%となっている。

今後10年間において認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農家が離農すると、まとまった農地が供給されることが予測される。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。